

令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業に関する集計）

利用上の注意

1 はじめに

本表は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」の調査結果において、製造業に格付けされた事業所のうち以下の全てに該当する事業所について、「産業別集計（製造業）」として名古屋市が独自に集計したものである。

- ・ 個人経営を除く事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「産業横断的集計」として集計された製造業（産業大分類E－製造業）の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

2 産業分類

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本表における例外については次のとおりである。

本 表	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

分類	製 造 品 名	分類	製 造 品 名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

(3) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

ア 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付とする。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)」、「冷間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)」の11 産業である。

3 集計方法及び時系列比較

- (1) 本表は、個人経営を含まない集計結果であることから時系列比較には、十分に留意が必要である。
- (2) 活動調査のうち、産業別集計(製造業)においては、個人経営を除く全ての事業所を調査対象として集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計していることから、接続しない年があることに留意が必要である。
- (3) 令和3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統計と単純比較ができないことに留意が必要である。また、平成28年活動調査においては、事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額は、これらの調査分を含まない集計結果である。
- (4) 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

- (5) 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従って税込み補正処理の対象外になっており、令和3年活動調査でもガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は留意が必要である。
- (6) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

(7) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

4 記号及び注記

- (1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 該当数値がないもの及び分母が「0」のため計算できないものは「－」とした。
- (3) 「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。